

令和 2 年 6 月 16 日
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
 「労働保険加入促進業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

| 事 項 | 内 容 |
|----------|--|
| 実施行政機関等 | 厚生労働省 |
| 事業概要 | 強制加入保険である労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）について、各都道府県に労働保険適正加入指導員（以下「指導員」という。）及び労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）を配置し、未手続事業に関する情報収集及び未手続事業への適正加入勧奨、労働保険制度の周知・相談対応等を実施。 |
| 実施期間 | 平成 30 年 4 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日 |
| 受託事業者 | 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会 |
| 契約金額（税抜） | 2,582,858,949 円 （平成 30 年度：851,375,465 円、令和元年度：858,598,280 円、令和 2 年度：872,885,204 円） |
| 入札の状況 | 1 者応札（説明会参加＝5 者／予定価内＝1 者） |
| 事業の目的 | 労働保険（労災保険及び雇用保険の総称）は、強制加入保険であるにもかかわらず、未だ中小零細事業を中心に未手続事業が多く存在している。この状態は、労働保険の健全運営及び労働者の適正な保護を阻害することとなるため、労働保険の未手続事業を対象に加入勧奨活動等を行う業務を委託することにより、その解消を図るものである。 また、加入勧奨活動により雇用保険に係る保険関係が成立した適用事業については、労働保険関係成立届等労働保険の成立手続の他、雇用保険の事業所に関する届出並びに雇用する労働者（被保険者）に関する届出等雇用保険の加入手続が必要となるが、届出漏れを防止するため、未手続事業の解消と併せて、これらの届出の履行を促進することにより、労働保険の適正加入を図る。 |
| 選定の経緯 | 企画競争方式で 2 者応札であったが、全国労働保険事務組合連合会が継続して受注していたことから、平成 24 年基本方針において選定 |

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

厚生労働省から提出された平成 30 年 4 月から令和 2 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

| 事 項 | 内 容 | |
|-------------------|---|---|
| 確保されるべき 質の達成状況 | 確保されるべき水準 | 評価 |
| | 未手続事業情報収集数 R 元 81,000 事業 H30 80,000 事業 | 達成されていない。 R 元 68,174 事業 (84.2%) H30 64,122 事業 (80.1%) |
| | 加入勧奨実施事業数 R 元 92,000 事業 H30 91,000 事業 | 達成されていない。 R 元 78,941 事業 (85.8%) H30 77,440 事業 (85.1%) |
| | 保険関係成立件数(労災保険) R 元 35,000 事業 H30 34,000 事業 | 一次目標である 15,000 事業以上達成 されている。 R 元 24,931 事業 (71.2%) H30 25,407 事業 (74.7%) |
| | 雇用保険手続件数 R 元 21,000 事業 H30 21,000 事業 | 一次目標である 8,000 事業以上達成 されている。 R 元 13,892 事業 (66.2%) H30 14,540 事業 (69.2%) |
| 民間事業者からの 改善提案 | (1) 連絡会議を 10 月までに計 6 回開催、推進員の事例発表、地方事務所代表者の活動状況報告等について発表することにより、問題点・ノウハウ等を共有し、訪問先での説明ポイント、応酬話法や保険加入に抵抗する事業主の対応方法等、より効果的な臨戸訪問に活用している。連絡会議の成果については、11 月に開催した全国労働保険適正加入促進会議においても発表するなど知見の蓄積に努めている。 (2) 未手続事業名簿の作成に当たっては、収集した名簿に基づき事前に郵送によるアンケートを実施し、事業場がその場所に存在しているか、労働者を雇用しているか等について確認し、労働保険の対象とならない事業 | |

| | |
|--|--|
| | <p>場を名簿から除外するなど、未手続事業名簿の情報の精度を上げるための取組を行っている。</p> <p>(3) 推進員研修の実施に当たっては、推進員の経験年数等に応じた班編成、座学のみならずロールプレイングやグループディスカッションの導入、良好な実績を上げている推進員・労働局職員等からの成功事例の発表、具体的な応酬話法の研修等、効果的な手法を導入している。</p> |
|--|--|

※市場化テスト第1期、2期とも目標を達成していたものが、第3期で目標を達成できなかった要因は、厚生労働省が目標値の設定を間違っていたためである。具体的には、当初9万件を対象として加入促進の各種取組を想定していたところ、国土交通省の取組（H30年度に建設業法の改正）によって建設業の労働保険加入が進んでいたことから、想定より1万件強は対象外（加入済み）となっていたことが考えられる。

加えて、減少に転じているにも関わらず、上記施策により加入が増加していた3年平均の実績ベースの目標値を設定したことが考えられる。

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較して8.6%（7,126万円）減少している。本業務は出来高払いのため実施件数の減少に伴い経費が減少するのは当然であるものの、全体実施件数の減少率が8.4%（H30、R1単純平均）がほぼ同率であり、導入前のH25年度に比べ各種労務単価は上昇してきていることから、一定の削減効果があったものと考えられる。

なお、前述のとおり、実施件数の増減は1件あたりの経費と相関関係がみられることから、目標設定には留意が必要と考えられる。

| | |
|--------------|---|
| 従来経費 | 825,106,548円 |
| 実施経費 | 753,843,159円（H30、R1単純平均） |
| 増減額 | 71,263,389円減額 |
| 増減率 | 8.6%減 |
| 民間事業者からの改善提案 | 加入勧奨対象事業場を対象とした「事業主説明会」の廃止（平成28年度）により業務の重点化を進め、受託者各支部が都道府県労働局と行う「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」について、事務レベルの連絡調整を行うことにより画一的・定型的開催が減少することで、係る会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等の事務経費を削減。 |

(4) 競争性改善のための取組

競争性の改善のため、厚生労働省が実施した主な取組は、下記のとおりである。

①契約期間の延長（単年度から複数年度（3か年））、企画競争から総合評価落札方式

への変更、入札グループによる入札を許容、引継ぎに当たり厚生労働省が現受注者以外に対して協力要請を行う旨の明記などを行った。

- ②業務達成水準の明示、過年度事業の実績等、情報開示に積極的に取り組んだ。
- ③収益の確保に資するため、インセンティブ（特別加入 1,000 円）の追加
- ④仕様内容を見直し、本部の設置要件を東京都内以外でも可能と緩和、本部の指導員数を 3 名以上から 1 名以上に緩和
- ⑤入札公告期間を 50 日以上確保し、入札説明会を早期かつ複数回開催
- ⑥過去の入札参加者及び関係団体等への積極的な周知

(5) 業務の特殊性等

本事業の特殊性等について、更なる改善が困難な事情は、下記のとおりである。

本事業は、労働保険に関する専門的知識を有する者を全国に配置し、臨戸督促するという特殊な事業である。入札監理小委員会においては、市場化テスト第 1 期目より事業のブロック化（分割）について繰り返し指摘しているものの、厚生労働省においては、①分割することによりノウハウの共有化がブロック単位にとどまることにより、全国斉一の効果的・効率的な業務の遂行に支障が生ずる可能性がある点、②分割単位によっては、実施可能な事業者が存在しない可能性がある点、③地域の分割単位ごとに本部組織の管理費用が必要となり、全体として経費が増加する可能性がある点、以上のことから、ブロック化は困難と結論づけている。

(6) 評価のまとめ

本事業においては、市場化テスト第 1 期より共通して、未手続事業情報収集数、加入勧奨実施事業数、保険関係成立件数(労災保険)及び雇用保険手続件数の 4 指標を用いて確保すべき質を設定しており、第 1 期及び第 2 期とも質は十分確保されている(第 157、196 回官民競争入札等監理委員会評価)。第 3 期(今期)は、前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり国土交通省における建設業への取組の影響を考慮しないまま質を設定した等の理由により質は確保できているとは言い難い状況であるが、適切な水準の質を設定すれば本業務の質は確保できると見込まれる。水準としての事業数の目標値は、厚生労働省がその時点で実施されている各種政策や市況を評価して決定されるものであり、目標値としての事業数自体の適否について入札監理小委員会の審議に実質的な効果が見込まれる可能性は低いものと思われる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、8.6%の削減効果が認められており、一定程度経費の削減の実現が達成されたものと評価できる。

一方、1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められる。

この点、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施したものの、「(5) 業務の特殊性等」記載のとおり市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見

込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、厚生労働省に設置している外部有識者で構成される評価委員会等において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(7) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1. (2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、厚生労働省に対し、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を強く要請する。

また、監理委員会において、ブロック化については継続して意見がでており、同一業者による一者応札が続くことは事業の継続性の観点から大きな問題があることから、今後の発注に当たってはあたかも現受託者を前提とした旧態依然としたものではなく、民間事業者の知見を活用するために厚生労働省の役割について既存の枠組みに囚われず見直し、社会情勢を踏まえた事業の在り方とするなど、検討を進め民間事業者の創意と工夫が最大限活用できるように不断の検討を要請する。

なお、事務局においては、今後の契約の状況について事後調査を行い、取組に進捗がみられず競争性が改善されない場合は市場化テストの対象事業として選定することとしたい。

令和 2 年 5 月 27 日
厚生労働省

民間競争入札実施事業
労働保険加入促進業務の実施状況について

1 業務の概要

公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された労働保険加入促進業務（以下「本業務」という。）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公サ法」という。）に基づき、以下の内容により平成 26 年度から民間競争入札にて実施している。なお、市場化テストは 3 期目である。

（1）業務内容

強制加入保険である労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）について、各都道府県に労働保険適正加入指導員（以下「指導員」という。）及び労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）を配置し、未手続事業に関する情報収集及び未手続事業への適正加入勧奨、労働保険制度の周知・相談対応等を実施するものである。

（2）受託事業者決定の経緯

労働保険加入促進業務における民間競争入札実施要項（平成 29 年 11 月制定。以下「実施要項」という。）に基づく公サ法による民間競争入札（総合評価落札方式）を実施し、予定価格内の 1 者応札により決定した。

（3）受託事業者

ア 名称

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会

イ 設立目的

労働保険事務組合に対する指導・育成や事業主に対する労働保険制度の普及・広報等の事業を行うことにより、労働者の福祉の向上に寄与すること。

（4）契約期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33（令和 3）年 3 月 31 日

（5）実施状況評価期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

2 確保すべき質の達成状況及び評価

実施要項において定めた本業務の実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質の達成状況及び当省の評価は表 1 のとおりである。

前回第2期（平成28・29年度）に比べ、今回第3期（平成30年度・令和元年度）の各項目の目標数は引き上げられたところであるが、両年度の達成状況はすべての項目において目標を下回る実績にとどまり、十分な結果が得られていない。

表1 評価事項等一覧

| 評価事項 | 目標 | 実施結果（対目標比） | 評価 |
|--------------------|---|---|--|
| 未手続事業 情報収集数 | ㊦81,000事業 （前回70,000事業） ㊧80,000事業 （前回70,000事業） | ㊦68,174事業（84.2%） ㊧64,122事業（80.1%） （29年度：78,289事業） （28年度：80,719事業） （27年度：69,413事業） | ●実施結果は目標を下回っており、十分な結果は得られていない。 ●この原因については、 ①国土交通省による建設業者の社会保険加入対策の徹底により、平成30年度以降対象となる未手続事業が大幅に減少したこと |
| 加入勧奨実施事業数 | ㊦92,000事業 （前回80,000事業） ㊧91,000事業 （前回80,000事業） | ㊦78,941事業（85.8%） ㊧77,440事業（85.1%） （29年度：89,851事業） （28年度：90,997事業） （27年度：83,857事業） | ②このような未手続事業の実態の変化とは独立して過年度の実施結果から機械的に目標数を順次引き上げてきたこと |
| 保険関係成立件数 （労災保険） | ㊦35,000事業 （前回33,000事業） ㊧34,000事業 （前回33,000事業） 〔一次15,000事業〕 ㊨二次32,000事業 | ㊦24,931事業（71.2%） ㊧25,407事業（74.7%） （29年度：33,394事業） （28年度：32,486事業） （27年度：30,225事業） | ③令和元年度については新型コロナウイルス感染症の影響が考慮されること が挙げられる。 |
| 雇用保険手続件数 | ㊦21,000事業 （前回18,000事業） ㊧21,000事業 （前回18,000事業） 〔一次8,000事業〕 ㊨二次18,000事業 | ㊦13,892事業（66.2%） ㊧14,540事業（69.2%） （29年度：21,393事業） （28年度：19,897事業） （27年度：17,267事業） | |

3 事業実績が目標に達しなかった原因

（1）国土交通省の施策

ア 国土交通省においては、建設業に係る施策として平成24年度から「社会保険加入対策」を講じ、平成26年度に直轄工事から社会保険未加入企業を排除するなどの取り組みを始め、順次2次下請以下にも範囲を拡大している。また、平成29年度以降は適切な保険への加入が確認できない作業員には現場入場を認めない取扱いを始め、

平成 30 年度にこれらの取組みが一定の水準に達したとして建設業法の改正を行っている。その結果、国土交通省の調査によれば、平成 30 年 10 月時点で 97%の企業が社会保険に加入しているとのデータが示されている。

イ 当局における平成 28・29 年度の建設業に係る労働保険の新規加入事業数（建設業成立件数）を見ると、表 2 のとおり平成 28 年度が前年比 16.8%増である一方で、全産業成立件数は前年比 0.2%減となり、また、平成 29 年度も建設業が前年比 13.3%増である一方で、全産業前年比 2.0%増となっている。

ウ 上記ア及びイのとおり、国土交通省の施策を背景にして、平成 28・29 年度は建設業における未手続事業の情報が入りやすく、また、加入勧奨、保険関係の成立についても事業場の理解が得られやすかったことから建設業においては実績が伸びたが、平成 30 年度及び令和元年度はその反動により未手続事業が大幅に減少し、事業実績が目標に達しなかったものとする。

表 2 建設業及び全産業の成立件数の推移

| | 建設業成立件数 | 前年比増減率 | 全産業成立件数 | 前年比増減率 |
|-------|---------|--------|---------|--------|
| 23 年度 | 32,217 | ▲1.8% | 246,036 | ▲0.1% |
| 24 年度 | 34,820 | 8.1% | 252,936 | 2.8% |
| 25 年度 | 35,515 | 2.0% | 266,382 | 5.3% |
| 26 年度 | 35,717 | 0.6% | 261,924 | ▲1.7% |
| 27 年度 | 35,572 | ▲0.4% | 279,567 | 6.7% |
| 28 年度 | 41,547 | 16.8% | 279,137 | ▲0.2% |
| 29 年度 | 47,072 | 13.3% | 284,689 | 2.0% |
| 30 年度 | 34,016 | ▲27.7% | 277,088 | ▲2.7% |

(2) 目標の設定

ア 表 3 のとおり、保険関係成立件数及び雇用保険手続件数の目標は、市場化テスト第 1 期目において、それぞれ 32,000 事業、16,000 事業であったところ、第 3 期目の初年度（平成 30 年度）には表 1 のとおり 34,000 事業、21,000 事業とより高い目標が設定されている。

イ 保険関係成立件数及び雇用保険手続件数については、事業効果及び利益の向上を目的として平成 28 年度からインセンティブ及びディスインセンティブを設定し、一次目標未達成の場合は成功報酬費単価 50%減額、二次目標達成の場合は成功報酬費単価 20%増額とし、二次目標の事業場数は当局が設定していた。

ウ 平成 30 年度からは、参考値（表 1 の ◎：平成 26～28 年度実績の平均値×105%）を踏まえ事業者が任意に目標を設定するとともに、参考値を超えた場合にインセンティブが働くよう仕様書を変更した。

エ 平成 28 年度は保険関係成立件数及び雇用保険手続件数が過去最高の実績となった年度であるが、仕様書においては平成 28 年度を含めて参考値を算出したため、平成 30 年度の数値（32,000 事業、18,000 事業）は高くなった。また、参考値を超えない限りインセンティブが働かないよう仕様書を変更したことにより、平成 30 年度以降は表 1 のとおり事業者が参考値を上回る目標（34,000 事業、21,000 事業）を設定したものと考える。

表 3 目標の推移

| | 25 年度 (市場化テスト 実施前) | 26・27 年度 (市場化テスト 1 期目) | 28・29 年度 (市場化テスト 2 期目) | 30 年度 (市場化テスト 3 期目) | 元年度 (市場化テスト 3 期目) |
|--------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 保険関係 成立件数 | 32,000 事業 | 32,000 事業 | 33,000 事業 | 34,000 事業 | 35,000 事業 |
| 雇用保険 手続件数 | 16,000 事業 | 16,000 事業 | 18,000 事業 | 21,000 事業 | 21,000 事業 |

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

本事業の実施について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和 2 年 3 月中旬より加入促進に係る重要な手法である臨戸訪問を中止するよう厚生労働省から指導しているところであり、定量的な把握はできないものの一定の影響が生じているものと考えられる。

4 民間事業者の創意工夫及び改善実施事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、計 6 回にわたる連絡会議を 10 月までに開催し、推進員の事例発表、地方事務所代表者からこれまでの活動状況報告と今後に向けた取組について発表することにより、それぞれが問題点を共有し効果的な活動に結びつけている。さらに、11 月に開催した全国労働保険適正加入促進会議において、連絡会議の成果を発表するなど効果的な取組を行っている。
- (2) 未手続事業名簿の作成に当たっては、収集した名簿に基づき事前に郵送によるアンケートを実施し、事業場がその場所に存在しているか、労働者を雇用しているか等について確認し、労働保険の対象とならない事業場を名簿から除外するなど、未手続事業名簿の情報の精度を上げるための取組を行っている。
- (3) 推進員研修の実施に当たっては、推進員の経験年数等に応じた班編成、座学のみならずロールプレイングやグループディスカッションの導入、良好な実績を上げている推進員・労働局職員等からの成功事例の発表、具体的な応酬話法の研修等、効果的な手法を導入している。

また、研修に参加した推進員からのアンケート結果を踏まえ、ニーズに合った研修内容を企画している。

さらに、労働保険制度の認識がない事業主や保険料が高いとの固定観念から保険加入に抵抗する事業主等の対応（未手続のデメリットの説明や保険料を試算して実際の負担額を示す）などの事例を加入勧奨好事例集に掲載し、加入勧奨活動を効果的に実施するための工夫を積極的に行っている。

- (4) 推進員の加入勧奨について全国斉一的な活動とするため、仕様書に基づき加入勧奨好事例集及び加入勧奨マニュアルを作成するほか、仕様書に定めのない指導員マニュアル及び労働保険加入促進業務取扱手引を作成し、これらを配布することによって、より効果的・効率的な加入勧奨に係る進捗管理等を行っている。
- (5) 推進員の加入勧奨活動の実施に当たっては、原則として事業場所在地に出向き、労働者の有無や事業形態、繁忙時間帯などについて目視による調査を行い、事業主に対する加入勧奨活動が円滑に実施できるよう工夫した取組を行っている。加入勧奨活動を行う時間帯については、業種ごとに繁忙時間帯等が異なっていることを念頭に置き、事業主が対応しやすい時間に訪問するなどの工夫を行っている。
- (6) 推進員が事業場を訪問するに当たっては、事業主の問題意識を喚起させるため、都道府県労働局長名による加入勧奨文書の発送に合わせて訪問することはもとより、加入意向を示した事業主に対しては、所轄労働基準監督署及びハローワークの担当窓口を教示するとともに、行政職員の助言を得るなどにより効果を上げている。
- (7) 都道府県労働局と受託事業者との連携については、①ハローワーク単位など地域を分割して連絡会を設ける、②担当者を定め実務者レベルによる実践的な連絡・打合せを行う、③未手続事業名簿情報の精度の向上に資するため、労働局が加入状況の検索を行うなど、それぞれの局内の状況に応じきめ細かく実施している。

5 実施経費の状況及び評価

今回の市場化テスト実施後の平成 30 年度及び令和元年度の経費（税抜き。以下同じ）と、市場化テスト実施前の平成 25 年度の経費を比較して、費用削減効果について検証した。

具体的な検証方法については次のとおり。

- ① 表 4-1 のとおり、各年度の委託費支払額（全体額）と、各年度の目標のうち比較対照が可能な項目を用いて、目標単位での所要額を比較したこと。
- ② 表 4-2 のとおり、委託費支払額から、目標達成数に比例して支出される科目（成功報酬費、研修費）を除いた間接費（管理経費）と目標単位での所要額を比較したこと。

結果、1事業当たりの所要額を平成 25 年度と比較すると、平成 30 年度及び令和元年度の保険関係成立件数・雇用保険手続件数ともに増加している（表 4-1）ものの、上記

3の原因により事業実績の低下があったことから、実施経費に係る単価の増加はやむを得ないものとする。

また、間接費（管理経費）については、1事業当たりの所要額は明らかに増加しているが、間接費全体としては平成25年度よりも明らかに削減されている（表4-2）。

表4-1 委託費支払額と目標との比較による経費削減効果の試算

| | ① 25年度 (市場化テスト 実施前) | 29年度(参考) (市場化テスト 2期目) | ② 30年度 (市場化テスト 3期目) | ③ 元年度 (市場化テスト 3期目) | 経費削減効果 (上段:②÷①) (下段:③÷①) |
|-----------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 委託費支払額 (全体額) | 825,106,548円 | 798,026,887円 | 755,118,067円 | 752,568,251円 | 91.5% 91.2% |
| 未手続事業 情報収集数 | 69,839事業 (11,814円/1事業) | 78,289事業 (10,193円/1事業) | 64,122事業 (11,776円/1事業) | 68,174事業 (11,039円/1事業) | 99.7% 93.4% |
| 加入勧奨 実施事業数 | 85,545事業 (9,645円/1事業) | 89,851事業 (8,882円/1事業) | 77,440事業 (9,751円/1事業) | 78,941事業 (9,533円/1事業) | 101.1% 98.8% |
| 保険関係 成立件数 | 30,598事業 (26,966円/1事業) | 33,394事業 (23,897円/1事業) | 25,407事業 (29,721円/1事業) | 24,931事業 (30,186円/1事業) | 110.2% 111.9% |
| 雇用保険 手続件数 | 16,578事業 (49,771円/1事業) | 21,393事業 (37,303円/1事業) | 14,540事業 (51,934円/1事業) | 13,892事業 (54,173円/1事業) | 104.3% 108.8% |

表4-2 委託費支払額（間接費）と目標との比較による経費削減効果の試算

| | ① 25年度 (市場化テスト 実施前) | 29年度(参考) (市場化テスト 2期目) | ② 30年度 (市場化テスト 3期目) | ③ 元年度 (市場化テスト 3期目) | 経費削減効果 (上段:②÷①) (下段:③÷①) |
|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 委託費支払額 のうち間接費 (管理費等) | 496,494,771円 | 450,179,433円 | 459,945,011円 | 460,477,228円 | 92.6% 92.7% |
| 未手続事業 情報収集数 | 69,839事業 (7,109円/1事業) | 78,289事業 (5,750円/1事業) | 64,122事業 (7,173円/1事業) | 68,174事業 (6,754円/1事業) | 100.9% 95.0% |
| 加入勧奨 実施事業数 | 85,545事業 (5,804円/1事業) | 89,851事業 (5,010円/1事業) | 77,440事業 (5,939円/1事業) | 78,941事業 (5,833円/1事業) | 102.3% 100.5% |
| 保険関係 成立件数 | 30,598事業 (16,226円/1事業) | 33,394事業 (13,481円/1事業) | 25,407事業 (18,103円/1事業) | 24,931事業 (18,470円/1事業) | 111.6% 113.8% |
| 雇用保険 手続件数 | 16,578事業 (29,949円/1事業) | 21,393事業 (21,043円/1事業) | 14,150事業 (31,633円/1事業) | 13,892事業 (33,147円/1事業) | 105.6% 110.7% |

6 競争性の確保について

(1) 平成 30～32 年度の事業における競争性確保策

1 者応札の解消のため、市場化テスト 3 期目となる平成 30～32 年度の本業務の入札において以下の対策を講じた。

- ① 収益の確保に資するため、事業者による任意の目標設定
- ② 収益の確保に資するため、インセンティブ（特別加入 1,000 円）の追加
- ③ 設備・研修費用等の削減、スキルの蓄積等に資するため、契約期間を 2 年から 3 年に延長
- ④ 本部の設置要件を東京都内以外でも可能と緩和
- ⑤ 本部の指導員数を 3 名以上から 1 名以上に緩和
- ⑥ 入札公告期間を 50 日以上確保し、入札説明会を早期かつ複数回開催
- ⑦ 過去の入札参加者及び関係団体等への積極的な周知

(2) 競争性の確保

市場化テスト 2 期目において応札を辞退した入札説明会参加者に対して辞退理由をヒアリングした結果、①採算性・利益の確保が見込めないため、②全国に拠点が必要のため、③労働保険適正加入指導員の要件を満たす者を全国に配置することが困難なため、との意見であった。

市場化テスト 3 期目となる今期についても公サ法による民間競争入札（総合評価落札方式）により実施したものの、受託事業者以外の応札者はなく 1 者応札となったことから、その原因について入札説明会参加者へのヒアリング調査を行ったところ、

- ① 全国に地方事務所の設置が必要のため
- ② 推進員の多さと事業内容から、予測不能な業務が存在する可能性を考えたため
- ③ 各都道府県に有資格者を配置することが困難なため
- ④ 入札規模が大きく、この規模で失敗すると取り返しがつかないと判断したため
- ⑤ 推進員研修の受講人数が多く、対応できないと判断したため
- ⑥ JV を組むにしても、地域が広範囲に及び運用が困難なため
- ⑦ 労働保険に特化した業務のため、当会の事業には馴染まないと判断したため

との意見であり、⑦を除き市場化テスト 2 期目のヒアリング結果と同様の趣旨であった。

これらを踏まえて検討した結果は以下のとおり。

ア 本事業の特殊性

労働保険は 1 人でも労働者を雇用している事業は全て適用の対象であり、既に入入している事業との公平性を確保するため、推進員は全国津々浦々に点在している労働保険が適用される可能性のある事業場を遍く訪問した上、認識がない事業主や適用に抵抗する事業主等に対して、強制加入としての労働保険制度のみならず雇用

形態によって労災・雇用保険の適用が異なること、労災・雇用保険の給付内容、業種によって異なる保険料率、納付すべき保険料額の試算、未加入のデメリット等について、具体的かつ説得力のある説明等を行う必要がある。

すなわち、本事業は、全国規模で実施する必要がある点、地域間で活動に差が生じないようにし、公平・公正性を確保する必要がある点、そして推進員には労働保険に関する十分な知識が求められる点で極めて特殊な内容である。

イ 調達単位のブロック化

本事業は、対象地域が適用事業となり得る事業場が所在する全国すべての地域であり、これを受託できる民間事業者は一定の組織が必要となる。これを複数事業者の参入が可能とするためには、対象地域を複数に分割して調達することが考えられるものの、

- ① ノウハウの共有化がブロック単位にとどまることにより、全国斉一の効果的・効率的な業務の遂行に支障が生ずること
- ② 推進員には労働保険制度の知識が求められるが、そのスキル・資質にブロック間で差が生ずる可能性があること
- ③ 分割単位によっては、実施可能な事業者が存在しない可能性が生ずること
- ④ 事業者が存在しても、採算性・収益性が期待できない地域は応札者がなく、本事業を実施できない地域が生ずる可能性があること
- ⑤ 地域の分割単位ごとに本部組織の管理費用が必要となり、経費が増加すること

これらのことから、強制加入保険である労働保険の加入促進を全国斉一的に行うという事業の目的を果たせなくなるおそれがあり、調達単位のブロック化については困難であると考える。

ウ 調達要件の緩和について

本業務の質を確保するためには本業務の競争性をより一層高めることが必要であるが、複数の応札者を確保するために過去3回の調達時に調達要件の緩和を行っている。これを踏まえると以下のように考える。

- ① 本事業は、全国規模で労働保険の知識を有する人員を調達する必要があるという特殊な事業内容であり、そのような事業者は極めて限られることから、調達要件を緩和しても1者応札を確実に解消することは困難と考える。
- ② 本事業の成果である調査説明件数や保険関係成立件数の増加は、個々の推進員の働きによるところが大きい。例えば、本事業の実施に当たり、公共交通機関網が整備されていない地域であっても、適用の可能性のある事業場が存在する場合には訪問して労働者の有無を確認し、労働者を雇用している場合には労働保険制度の説明及び加入勧奨を行うこととしている。

また、個々の推進員をコントロールする指導員の管理が充実している地域で

好結果が出ている。そのため、本事業では、指導員が重要な役割を十分に果たすとともに、質の高い推進員を確保することが重要である。これらの人員は事業者により確保されるため、事業者の質が求められることとなる。したがって、これ以上の要件緩和を行い、これらの人員を適切に確保できない事業者が応札することは避けなければならない。一者応札の解消の目的は、複数事業者が応札することで事業の質が上がることや費用対効果が上がることであり、要件緩和を行うことにより逆に事業自体が非効率になることは適当ではないと考える。

以上のとおり、本事業の特殊性からこれ以上の調達要件の緩和は困難であると考ええる。

一方、本事業への参入に関心を持たせるため受託事業者の採算性を勘案し、目標件数とインセンティブ・ディスインセンティブの設定基準の再検討を行うとともに、調査説明費及び成功報酬費に係る支給基準の検討を行う。

なお、全国に配置している推進員に対する報酬は、引き続き調査説明費及び成功報酬費のみとし、給与、日当、旅費等については支給しないこととする。

7 全体的な評価

本業務を総括すると、以下のとおりである。

- (1) 今期3期目の市場化テストにおいて確保すべきサービスの質として設定された4項目（未手続事業情報収集数、加入勧奨実施事業数、保険関係成立件数、雇用保険手続件数）については、2期目の市場化テスト（平成28・29年度）と比較してより高い目標が設定されたところであるが、その実績は全ての項目において目標に達しなかったことから、極めて厳しい結果といわざるを得ない（目標に達しなかった原因については上記3のとおり。）。

1事業当たりの実施経費の比較では、全体額、間接費ともほぼ全ての項目で増加しているものの、事業実績の低下があったことから、実施経費に係る単価の増加はやむを得ないものとする。また、間接費（管理費）全体の金額は平成25年度よりも明らかに削減されている。

なお、事業実績が目標に達していない原因については、過去において一時的に実績が伸びたことの反動によるものと考えられる。また、このような状況にありながら目標数を順次引き上げたことも要因の一つとして考えられる。さらに、令和元年度の事業実績については新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要があるものとする。

- (2) 市場化テストの実施に当たり、厚生労働省では外部有識者（弁護士、公認会計士、税理士及びシンクタンク研究員）で構成される「労働保険加入促進業務に係る評価委員会」を設置することにより、本業務の実施状況に関するチェック体制を構築し、事業の評価や1者応札の解消策等の提言を受けるため、令和元年度に3回の委員会を開催した。その結果、上記3のとおり事業実績が目標に達しなかった原因、上記6(2)イのとおり調

達単位のブロック化が適当ではないこと、調達要件の緩和が困難であること等の提言を受けた。

8 今後の業務

(1) 3期目の市場化テストにおける本事業の実績は十分な結果が得られていない。しかしながら、

- ① 労働保険は労働者のセーフティネットとして全国で働く方々の福祉の増進に寄与することを目的とする制度であり、本事業は極めて公共性が高いこと
- ② 労働保険は強制加入保険であるにもかかわらず、未だ中小零細事業を中心に未手続事業が多く存在していること
- ③ 強制加入保険としての公平性・公正性を確保する必要があること
- ④ 安定的な労働保険財政の維持が必要なこと

これらのことから本事業は必要不可欠と考えている。

本事業は全国に点在している労働保険が適用される可能性のある事業場を遍く訪問する必要がある等極めて特殊な業務であるため、外部委託を行わずに労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の職員が訪問等を行うこととなると、その業務量、労働時間等に多大な影響を及ぼすことが想定され、引き続き委託による外部の力を活用する必要があると考える。

本事業が極めて特殊な業務であることは前述のとおりであるが、労働保険に関して一定の知識を有する推進員を全国規模で配置することが可能な事業者は、労働保険に特化した活動を行っている者に限定されるものと思われる。

また、競争性の確保について1者応札という課題を残すものの、過去3回にわたり調達要件の緩和を行ったこと、指導員・推進員を確保できない事業者が応札することは避けなければならないこと、本事業は特殊な業務であること等により、これ以上の調達要件の緩和は困難であると考ええる。

さらに、目標数の設定については過去の実績を考慮して増加してきたところであるが、次回契約においてはこれを見直す必要があると考える。

本業務の最大の目標は未手続事業の解消であり、未手続事業を労働保険に加入させることにあるが、未手続事業情報を収集しない限り加入勧奨活動を実施することは不可能である。その収集を目標に掲げるとすると情報収集に注力することとなるが、加入勧奨活動自体がおろそかになっては本末転倒である。そのため、保険関係成立件数及び雇用保険手続件数に関する目標件数とインセンティブ・ディスインセンティブの設定基準の再検討を行う一方、未手続事業情報収集数の目標設定は廃止することとしたい。

(2) 市場化テストの間、受託民間業者には業務に係る法令違反等もなく、外部評価委員会によるチェックを受ける仕組みを導入していることを踏まえると、本業務は「市場化テ

スト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ 1（2）①～④の要件を満たし、「市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業」に該当するものと思われる。

また、本業務は、強制適用すべき労働保険の加入促進という極めて公益性の高い事業であり、1者応札となった大きな要因は利益が見込めない事業と判断されたことにあるといった市場の特殊性がある。このため、同指針Ⅱ 1（2）に示される「これまでの市場化テスト実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、今後市場化テストを継続しても更なる改善が困難な事業」にも該当するものと考えている。

よって、本事業については、市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、引き続き適切に事業が実施されるよう、監理委員会に厳しくチェックされてきた事項を踏まえ、引き続き外部有識者による「労働保険加入促進業務に係る評価委員会」を設置し、質の向上、経費の削減、競争性の確保に向けて努力してまいりたい。

令和2年5月11日

労働保険加入促進業務（委託事業）に係る評価委員会報告書

はじめに

労働保険加入促進業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）第77条に基づき策定された「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日閣議決定）において民間競争入札対象公共サービスの対象事業として選定され、平成26年度から平成27年度までの契約（2年間）、平成28年度から平成29年度までの契約（2年間）、さらに平成30年度から令和2年度まで（3年間）に係る入札を実施してきたところである。

本事業について、令和2年度の最終年度を迎えるに当たり、法7条第8項に基づく総務大臣の評価を受ける必要があるため、厚生労働省においては、外部有識者の意見を聴いた上、令和2年5月を目処に総務大臣及び官民競争入札等監視委員会に本事業の実施状況等を提出することとなっている。

そこで、本委員会においては、厚生労働省からの依頼により、本事業の実施状況等の評価に係る検討を行ったものである。

第1 平成30年度及び令和元年度における当該事業実施状況の評価

1 事業実績

平成30年度及び令和元年度において、未手続事業情報収集数及び加入勧奨実施件数については目標を達成していない。また、保険関係成立件数及び雇用保険適用事業所設置手続件数について、一次目標は達成しているものの、二次目標についてはいずれの項目も目標を達成していない。

なお、令和元年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、3月中旬より臨戸訪問を中止するよう厚生労働省から指導していることに留意することが必要である。

(第1表) 平成30年度及び令和元年度の事業実績

| | 目標(仕様書) | 30年度実績 | | 元年度実績 | |
|------------|---------|--------|-----|--------|-----|
| | 件数 | 件数 | 達成率 | 件数 | 達成率 |
| 未手続事業情報収集数 | 70,000 | 64,122 | 92% | 68,174 | 97% |
| 加入勧奨実施件数 | 80,000 | 77,440 | 97% | 78,941 | 99% |

| | | | | | |
|---------------------|--------|--------|------|--------|------|
| 保険関係成立件数 | | | | | |
| (一次) | 15,000 | 25,407 | 169% | 24,931 | 166% |
| (二次) | 32,000 | 25,407 | 79% | 24,931 | 78% |
| 雇用保険適用事業 所設置手続件数 | | | | | |
| (一次) | 8,000 | 14,540 | 182% | 13,892 | 174% |
| (二次) | 18,000 | 14,540 | 81% | 13,892 | 77% |

(第2表) 過去の事業実績 (第2期市場化テスト: 平成28・29年度)

| | 目標 (仕様書) | 28年度実績 | | 29年度実績 | |
|---------------------|----------|--------|------|--------|------|
| | 件数 | 件数 | 達成率 | 件数 | 達成率 |
| 未手続事業情報収集数 | 70,000 | 80,719 | 115% | 78,289 | 112% |
| 加入勧奨実施件数 | 80,000 | 90,997 | 114% | 89,851 | 112% |
| 保険関係成立件数 | | | | | |
| (一次) | 15,000 | 32,486 | 217% | 33,394 | 223% |
| (二次) | 33,000 | 32,486 | 98% | 33,394 | 101% |
| 雇用保険適用事業 所設置手続件数 | | | | | |
| (一次) | 8,000 | 19,897 | 249% | 21,393 | 267% |
| (二次) | 18,000 | 19,897 | 111% | 21,393 | 119% |

(第3表) 過去の事業実績 (第1期市場化テスト: 平成26・27年度)

| | 目標 (仕様書) | 26年度実績 | | 27年度実績 | |
|---------------------|----------|--------|------|--------|------|
| | 件数 | 件数 | 達成率 | 件数 | 達成率 |
| 未手続事業情報収集数 | 50,000 | 67,766 | 136% | 69,413 | 139% |
| 加入勧奨実施件数 | 70,000 | 83,205 | 119% | 83,857 | 120% |
| 保険関係成立件数 | 32,000 | 29,993 | 94% | 30,225 | 94% |
| 雇用保険適用事業 所設置手続件数 | 16,000 | 16,374 | 102% | 17,267 | 108% |

2 経費

(1) 事業経費

平成30年度及び令和元年度における本事業を実施するための支出額は

委託費の額（契約額）の範囲内である。よって、以前の契約時のような受託者の負担は発生していない。

（第4表）事業経費

（単位：円）

| 年度 | 委託費の支出限度額 （①） | 業務に要した経費の 実支出額（②） | 受託者の負担額 （②－①） |
|----|------------------|----------------------|------------------|
| 28 | 861,316,471 | 872,627,702 | 11,311,231 |
| 29 | 861,869,038 | 883,864,723 | 21,995,685 |
| 30 | 919,485,502 | 815,527,512 | ▲103,957,990 |
| 元 | 944,426,098 | 819,855,339 | ▲124,570,759 |

* 消費税を含む。

（2）1件当たりのコスト

本事業におけるコストについては、労働保険未手続事業の解消という点で保険関係成立件数1件当たりのコストが重要であるが、まず成立手続きの前段階で訪問・説明等を行っていることを考慮して加入勧奨実施件数1件当たりのコストをみると、平成30年度は平成29年度に比べてやや増加している（第5表）。

次に保険関係成立件数1件当たりのコストをみると、平成30年度及び令和元年度は平成29年度に比べて大幅に増加している（第6表）。

（第5表）加入勧奨実施件数1件当たりのコスト

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 加入勧奨実施件数(a) | 90,997 | 89,851 | 77,440 | 78,941 |
| 委託費支出額(b) (円) | 861,316,471 | 861,869,038 | 815,527,512 | 819,855,339 |
| 1件当たりのコスト (c)=(b)/(a) (円) | 9,465 | 9,592 | 10,531 | 10,386 |
| 業務に要した経費 の実支出額(d) | 872,627,702 | 883,864,723 | 815,527,512 | 819,855,339 |
| 1件当たりのコスト (e)=(d)/(a) (円) | 9,590 | 9,837 | 10,531 | 10,386 |

* 消費税を含む

（第6表）保険関係成立件数1件当たりのコスト

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 保険関係成立件数(a) | 44,455 | 46,863 | 32,888 | 31,907 |

| | | | | |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 委託費支出額(b) (円) | 861,316,471 | 861,869,038 | 815,527,512 | 819,855,339 |
| 1件当たりのコスト (c)=(b)/(a) (円) | 19,375 | 18,391 | 24,797 | 25,695 |
| 業務に要した経費 の実支出額(d) | 872,627,702 | 883,864,723 | 815,527,512 | 819,855,339 |
| 1件当たりのコスト (e)=(d)/(a) (円) | 19,629 | 18,861 | 24,797 | 25,695 |

* 消費税を含む

(3) 管理費

平成30年度及び令和元年度における事業全体の経費に占める管理費の割合は平成29年度に比べてやや増加している。

(第7表) 管理費の割合

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 委託費支出額(a) (円) | 861,316,471 | 861,869,038 | 815,527,512 | 819,855,339 |
| 業務に要した経費の 実支出額(b) (円) | 872,627,702 | 883,864,723 | 815,527,512 | 819,855,339 |
| うち管理費(c) (円) | 71,745,440 | 72,330,696 | 73,776,421 | 74,412,114 |
| 管理費割合(c)/(a) | 8.3% | 8.4% | 9.0% | 9.1% |
| 管理費割合(c)/(b) | 8.2% | 8.2% | 9.0% | 9.1% |

* 管理費：事務所賃料、水道光熱費等の間接経費

* 消費税を含む

3 事業実績の評価

(1) 指導員等ヒアリング

平成30年度における当該事業実績が目標に達していない原因について、指導員等ヒアリングを行ったところ、建設業における社会保険加入対策が影響しているとのことであった。具体的には、同対策による建設業者の意識の高まり等により平成24年度から加入等実績が徐々に増加し、対策を強化した平成28、29年度にさらに実績が増加したものであり、その反動により平成30年度は目標に達しない状況が生じたものとのことである。

また、同ヒアリングにおいては、商工会・商工会議所における組織再編及びそれに伴う人員減により実績が減少したとのヒアリング結果も

あった。

(2) 建設業の状況等

建設業においては、国土交通省の施策として平成 24 年度から「社会保険加入対策」として、平成 26 年度に直轄工事から社会保険加入企業を要件とするなどの取組みを始め、順次、2 次下請以下にも範囲を拡大している。また、平成 29 年度以降は適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取扱いを始め、平成 30 年度にこれらの取組みが一定の水準に達したとして建設業法の改正を行っている。その結果、国土交通省の調査によれば平成 30 年 10 月調査において 97%の企業が社会保険に加入しているとの結果が出ている。

なお、商工会・商工会議所を母体とする事務組合数について平成 24 年度～29 年度の推移をみると、商工会を母体とする事務組合数は約 1.3%減少しているものの、商工会議所を母体とする事務組合数について 2.3%増加している。推進員数は、商工会 8.4%増、商工会議所 15.8%増といずれも増加している。

(3) 労働保険の新規加入状況

当局における平成 28, 29 年度の建設業に係る新規加入事業数（建設業成立件数）をみると平成 28 年度が前年比 16.8%増である一方で、全産業は前年比 0.2%減少となり、また、平成 29 年度も建設業が前年比 13.3%増である一方で、全産業前年比 2.0%増となっている。

(第 8 表) 建設業及び全産業の成立件数の推移

| | 建設業成立件数 | 前年比増減率 | 全産業成立件数 | 前年比増減率 |
|-------|---------|--------|---------|--------|
| 23 年度 | 32,217 | ▲1.8% | 246,036 | ▲0.1% |
| 24 年度 | 34,820 | 8.1% | 252,936 | 2.8% |
| 25 年度 | 35,515 | 2.0% | 266,382 | 5.3% |
| 26 年度 | 35,717 | 0.6% | 261,924 | ▲1.7% |
| 27 年度 | 35,572 | ▲0.4% | 279,567 | 6.7% |
| 28 年度 | 41,547 | 16.8% | 279,137 | ▲0.2% |
| 29 年度 | 47,072 | 13.3% | 284,689 | 2.0% |
| 30 年度 | 34,016 | ▲27.7% | 277,088 | ▲2.7% |

第 2 一者応札の解消に向けての検討

1 本事業の応札状況

本事業に係る調達実績は、平成 24 年度を除き平成 25 年度までの各年度で 2 者応札であったが、平成 24 年度及び平成 26 年度以降は 1 者応札

となっている。

(第9表) 調達応札の実績

| 契約対象事業年度 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26・27 | 28・29 | 30・31・32 |
|-------------|------|----|----|----|----|-------|-------|----------|
| 決定方法 | 企画競争 | | | | | 総合評価 | | |
| 入札説明会参加者(件) | 2 | 2 | 2 | 2 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| 応札者(件) | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |

2 これまでの取組状況

複数の応札者を確保するために平成 26, 27 年度事業の調達時においては地方事務所の指導員に係る要件の緩和を行い、平成 28, 29 年度調達時においては成功報酬等のインセンティブの追加、説明会の廃止、労働局との協議会開催回数の削減、地方事務所の設置要件の緩和等を行ってきたところである。

また、直近の平成 30 年度からの調達に当たっては、契約期間を 3 年間に拡大するとともに、本部の設置要件及び指導員数要件の緩和等を行ったところである。

3 今後に向けた検討

(1) 当該事業の特殊性

労働保険は 1 人でも労働者を雇用している事業は全て適用の対象であり、既に参加している事業との公平性を確保するために、全国津々浦々に点在している労働保険が適用される可能性のある事業場については遍く訪問して説明・勧奨等を行う必要がある。

すなわち、本事業は、全国規模で行う必要がある点、そして地域間で活動に差が生じないようにし、公平性を確保する必要がある点、で非常に特殊な事業である。

(2) 今後調達要件の緩和を行うべきか

前記 2 に記載したように、複数の応札者を確保するために過去 3 回の調達時に調達要件を緩和している。これを踏まえると以下のように考える。

- ・ 本事業は全国規模で人員を調達して行う必要があるという特殊な事業内容であり、そのような事業者は極めて限定されるため、調達要件を緩和しても一者応札を解消することは非常に困難である。
- ・ 本事業の成果である説明・勧奨件数や保険関係成立件数の増加は、個々の推進員の働きによるところが大きい。たとえば、推進員

ヒアリングによれば、本事業の実施に当たっては、公共交通機関網が整備されていない地域であっても適用の可能性のある事業場が存在する場合には訪問して労働者の有無を確認し、労働者が存在する場合には制度説明及び加入勧奨を行わざるを得ないとしている。

また、個々の推進員をコントロールする指導が充実している地域で好結果が出ている。したがって、本事業では、指導員が重要な役割を十分に果たすとともに、質の高い推進員を確保することが重要である。これらの人員は事業者により確保されるため、事業者の質が求められることとなる。したがって、これ以上要件緩和をしてこれらの人員を適切に確保できない事業者が応札することは避けなければならない。一者応札の解消の目的は、複数業者が応札することで事業の質が上がることや、費用対効果が上がることであり、要件緩和をすることで事業自体が非効率になるのは適当でない。

- ・ 過去の調査説明回数、成功報酬件数などのデータを開示する等による措置を講じたとしても応札する業者がいない中では効果がない。
- ・ 労働保険の手続きを行うことができる資格者を有する全国組織として社労士会があるが、社労士会が本事業を実施するのであれば、構成員たる社労士が指導員・推進員となり、社労士会の指示をある程度踏まえて本事業に関する活動を行うことになる。しかし、社労士会はそもそも組織が構成員に具体的な業務について指示したりコントロールしたりといった全国的な体制を前提としていない。

(3) 調達単位

本事業は対象地域を全都道府県としており、これを受託できる民間事業者は一定の組織体制が必要となる。これを複数の事業者の参入を可能とするために、対象地域を複数に分割して調達することについては以下のように考える。

- ・ まず、分割単位をどうするかが問題となる。分割単位によっては、本事業を実施可能な事業者が存在しない地域が生じる可能性がある。

また、仮に事業者が存在した場合でも、採算性・収益性が期待できない地域は応札者がなく、本事業を実施できない地域が生じる可能性がある。

- ・ 地域の分割単位ごとに本部組織の管理費が必要となり経費が増大することとなる。

なお、推進員を受託事業者が確保するのではなく、現在活動に従

事する者を基本として本省で別に確保した上で、業務を地域毎に分割して調達することも考えられる。しかし、現行の推進員は現受託業者が確保したものであることから、国が推進員を確保することは困難である。

(4) 入札参加者等の状況

過去の本事業の調達に係る説明会に出席した業者に応札しなかった理由を確認したところ、いずれの業者も「利益の確保が見込めないため」としており、また、一部業者は「人員数の確保が困難である」との理由もあった。

第3 結び

以上のとおり、今回の契約期間において事業活動が思わしくない状況にあったものの、事業実績が目標に達していないことについては、過去において一時的に実績が伸びたことの反動によるものと考えられるとともに、このような状況にありながら目標数を引き上げたことも要因の一つとして考えられる。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和元年度末に臨戸訪問を中止するよう厚生労働省から指導していることに留意することが必要である。

本事業は、全国に点在している労働保険が適用される可能性のある事業場を遍く訪問し適切に加入勧奨を行う必要がある等特殊な内容であるため、外部委託を行わず労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の職員が訪問等を行うこととなると、その業務量、労働時間等に多大な影響を及ぼすことが想定され、引き続き委託による外部の力を活用する必要がある。

よって、競争性の確保について課題はあるものの、本事業の特殊性からこれ以上の調達要件の緩和は困難であると考えられる。

なお、目標数の設定に関して、過去の実績を考慮して増加してきたところであるが、次回契約においてはこれを見直す必要がある。

労働保険加入促進業務（委託事業）に係る評価委員会委員名簿

| | |
|-------|--------------------------------|
| 小倉 匡洋 | 東村山法律事務所 弁護士 |
| 小林 栄幸 | 監査法人ブレインワーク 公認会計士 |
| 田極 春美 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 主任研究員 |
| 細金 芳行 | 細金芳行税理士事務所 税理士 |

令和 2 年 5 月 27 日
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

民間競争入札実施事業
「労働保険加入促進業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

- 1 1 者応札の解消及び参入障壁を緩和するため、市場化テスト 3 期目となる平成 30～32 年度の入札において以下の対策を講じた。
- ① 収益の確保に資するため、事業者任意の目標（参考値以上）の設定を義務付け
 - ② 収益の確保に資するため、インセンティブ（特別加入 1,000 円。目標設定なし）を追加
 - ③ 設備・研修費用等の削減、スキルの蓄積等を目的として、契約期間を 2 年から 3 年に延長
 - ④ 本部の設置要件を東京都内以外でも可能と緩和
 - ⑤ 本部の指導員数を 3 名以上から 1 名以上に緩和
 - ⑥ 入札公告期間を 50 日以上確保し、入札説明会を早期かつ複数回開催
 - ⑦ 過去の入札参加者及び関係団体等への積極的な周知
- 2 1 者応札の解消及び参入障壁を緩和するため、事業の分割（調達単位のブロック化）の要否について（市場化テスト第 2 期に引き続き）検討した結果は以下のとおりである。
- ① ノウハウの共有化がブロック単位にとどまることにより、全国斉一の効果的・効率的な業務の遂行に支障が生ずること
 - ② 推進員には労働保険制度の知識が求められるが、そのスキル・資質にブロック間で差が生ずる可能性があること
 - ③ 分割単位によっては、実施可能な事業者が存在しない可能性が生ずること
 - ④ 事業者が存在しても、採算性・収益性が期待できない地域は応札者がなく、本事業を実施できない地域が生ずる可能性があること
 - ⑤ 地域の分割単位ごとに本部組織の管理費用が必要となり、経費が増加すること
- これらのことから、強制加入保険である労働保険の加入促進を全国斉一的に行うという事業の目的を果たせなくなるおそれがあり、調達単位のブロック化については困難であると考えている。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない理由について、本事業の特殊性・専門性等により実施可能な事業者が極めて限定されるものと考えているところであるが、その理由については以下のとおりである。

1 契約方式の変遷

平成25年度までは企画競争により、市場化テストの対象となった平成26年度第1期から第3期までの間は総合評価落札方式の一般競争入札により契約している。

2 実施可能な事業者が極めて限定される要因

労働保険は1人でも労働者を雇用している事業は全て適用対象であり、既に加わっている事業との公平性を確保するため、推進員は全国津々浦々に点在している労働保険が適用される可能性のある事業場を遍く訪問した上、認識がない事業主や適用に抵抗する事業主等に対して、強制適用としての労働保険制度のみならず、雇用形態によって労災・雇用保険の適用が異なること、労災・雇用保険の給付内容、業種によって異なる保険料率、納付すべき保険料額の試算、未加入のデメリット、労働局による職権成立手続等について、具体的かつ説得力のある説明等を行う必要がある。したがって、推進員には高度な専門性及びコミュニケーション能力が求められ、なおかつ推進員を管理する指導員にはより一層高度な専門性が求められる。

すなわち、本事業は、全国規模で実施する必要がある点、地域間で活動に差が生じないようにし、公平・公正性を確保する必要がある点、そして推進員及び指導員には労働保険に関する高度な知識が求められる点で極めて特殊かつ専門的な内容であり、労働保険に関して一定の知識を有する推進員及び指導員を全国規模で配置することが可能な事業者は、極めて限定されるものと考えられる。

3 調達要件の緩和

本事業の質を確保するためには競争性をより一層高めることが必要であるが、複数の応札者を確保するために過去3回の調達時に調達要件の緩和を行っている。これを踏まえると以下のように考える。

① 本事業は、全国規模で労働保険の知識を有する人員を調達する必要があるという特殊な事業内容であり、そのような事業者は極めて限られることから、調達要件を多少緩和しても1者応札を確実に解消することは困難と考える。

② 本事業の成果である調査説明件数や保険関係成立件数の増加は、個々の推進員の働きによるところが大きい。例えば、本事業の実施に当たり、公共交通機関網が整備されていない地域であっても、適用の可能性のある事業場が存在する場合には訪問して労働者の有無を確認し、労働者を雇用している場合には労働保険制度の説明及び加入勧奨を行うこととしている。

また、個々の推進員をコントロールする指導員の管理が充実している地域で好結果が出ている。そのため、本事業では、指導員が重要な役割を果たすとともに、質の高い推進員を確保しなければならない。これらの人員は事業者により確保されるため、事業者の質が求められることとなる。したがって、これ以上の要件緩和を行い、これらの人員を確保できない事業者が応札することは避けなければならない。一者応札の解消の目的は、複数業者が応札することで事業の質が上がることや費用対効果が上がることであり、要件緩和を行うことにより逆に事業自体が非効率になることは適当ではないと考える。

以上のとおり、本事業の特殊性からこれ以上の調達要件の緩和は困難であると考えます。

なお、本事業への参入に関心を持たせるため受託事業者の採算性を勘案し、目標件数とインセンティブ・ディスインセンティブの設定基準の再検討を行うとともに、調査説明費及び成功報酬費に係る支給基準の検討を行う。